

令和5年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年12月5日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月5日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	8 番議員	星 哲 夫 君
2 〃	中 嶋 登 君	9 〃	玉 川 清 史 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	山 城 峻 一 君
4 〃	松 本 みゆき 君	11 〃	祢 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
財 政 係 長	竹 内 優 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第58号 坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第59号 坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第60号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第61号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第62号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第11 議案第63号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について
- 第12 議案第64号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第65号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第66号 令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（滝沢君） 会議規則第127条の規定により、10番 山城峻一君、11番 祢津明子さ

ん、12番 大日向進也君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（滝沢君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日12月6日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（滝沢君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和5年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝申し上げます。

滝沢議長さんにおかれましては、公務に復帰されましたこと、本当におめでとうございます。今後におきましても、お体をご自愛されながらご活躍されますようご祈念申し上げます。

また、これまでの間、中嶋副議長さんにおかれましては、第3回議会定例会における議事進行をはじめ、数多くの行事に議会を代表して出席され、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

さて、岸田首相は、先月、「経済対策、先送りできない課題一つ一つに一意専心、取り組んでいく。それ以外のことは考えていない。」と述べ、物価高騰などへの対応に集中する考えを示しました。

そうした中で、所得税と住民税の定額減税及び賃上げ、さらなる低所得世帯への給付や、半導体生産支援等を打ち出し、経済再生に注力するとしておりますが、町といたしても遅滞なく対応すべく、引き続き、政局も含めた国政の状況につきまして注視していく必要があると考えております。

一方で世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは、設備投資や純輸出は小幅に減少しましたが、個人消費や在庫投資が全体を押し上げ、7～9月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス4.9%と、伸びが加速したところであります。しかしながら、今後は、リバウンド消費の一巡や過剰貯蓄の減少に加え、学生ローン返済の再開、また、

金融引締めによる財需要の低迷を反映し、新規受注が減少するなど製造業の不振もあり、先行きは減速する見通しとなっております。

また、ヨーロッパにおきましては、ユーロ圏の7～9月期の実質GDPが前期比年率マイナス0.4%と3四半期ぶりのマイナス成長となっております。特にドイツにおきましては、基幹産業である自動車産業が低迷しており、要因として、エネルギー高による需要減やサプライチェーンの混乱に加え、中国の電気自動車の競争力向上の影響が指摘されているところであります。

加えて、英国におきましては、飲食や娯楽などの消費者向けサービスの低調に加え、住宅金利ローンの上昇により住宅需要が減少し、低調な消費が景気のおもしになっている状況がうかがえるところであります。

一方、中国経済の動向につきましては、ゼロ・コロナ政策解除後のリバウンド需要が予想より早く終息し、春以降は減速していたものの、金融緩和などの政策効果やIT関連を中心とした財需要が世界的に底打ちしていることを背景に、輸出も持ち直しの兆しがあることから、2023年通年の経済成長率はプラス5.3%と、政府目標であるプラス5.0%をやや上回る見通しとなっております。

次に国内の状況であります。内閣府による11月公表の月例経済報告では、「景気は、このところ一部足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善される下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等に十分注意する必要がある。」とされております。

また、長野県内の状況につきましては、住宅投資が弱含みながら、設備投資は増加、また個人消費も緩やかに増加し、雇用・所得も持ち直しているとし、日銀松本支店が11月に発表した「金融経済動向」では、「長野県経済は持ち直している。」との観測となっております。また、決算期が3月の県内上場企業27社の本年9月中間決算におきましては、自動車関連部品の回復や円安の追い風を背景に、7割強の20社が増収となっております。

加えて、日本政策金融公庫松本支店が県内中小企業を対象とした7～9月期の景況調査においても、前年同期と比べ、業況が「好転した」と回答した企業の割合から「悪化した」とした企業の割合を差し引いた業況判断DIにおいても、前期から4.4ポイント上昇して9.3ポイントとなっており、特に製造業においては、自動車関連を中心に受注が回復してきたことが要因とされております。

当町におきましては、10月に実施しました町内の主な製造業20社の7～9月期の経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は6社、マイナス7社、変

わらないが6社となっているとともに、売上げについてもほぼ同様であり、県内の状況と比較しますと緩やかな傾向となっております。

また、雇用につきましては、7～9月の実績が総計で6人の増ではありましたが、来年4月の雇用予定については、15社が増員、5社が減員分の補充を予定しており、全体では113人の増員と、さらなる回復に向けた展望がうかがえる状況となっております。

一方で、燃料をはじめとする物価高騰の傾向が続き、町民生活への影響が懸念される所であり、国際情勢の安定と経済のさらなる回復を願うところであります。

続きまして、9月定例会以降の事業の状況について申し上げます。

まず、10月21日、22日には、「第51回文化祭」が開催されました。

今年度は、文化センターの改修工事に伴い、南条小学校音楽堂を会場に開催いたしました芸能公演では、1日目を小学生のクラブ発表の場とし、村上小学校合唱クラブ、坂城小学校合唱クラブと、坂城ハッピーブラスの演奏を披露し、保護者や来場された皆様に楽しんでいただきました。

また2日目は、18団体、197名の皆さんが出演し、コーラスや楽器演奏、ダンスなどが披露され、ご来場いただけなかった皆様にもご覧いただけるよう、当日の様子は、後日、上田ケーブルビジョンで放映をいただいたところでもあります。

加えて、武道館会場におきましては、書道や写真など27団体、553点の作品が展示され、436名の皆さんが鑑賞されたほか、文化の館におきましては、4年ぶりの開催となったお茶席にも103名の皆さんにご来訪いただきました。

また、文化祭の開祭式に先立ち、議員各位にもご列席いただく中で、「町表彰式」を挙行し、これまで、長年にわたり各分野において地方自治の振興と町の発展にご尽力いただいた皆様に表彰し、「功労表彰」を4名の方々に、「功績表彰」を8名の方々に贈呈させていただきました。

併せて、ものづくりの分野における優秀な技能者、新技術を創出された方々を表彰する「坂城WAZAパワーアップ事業表彰」として、「優秀技能者表彰」、「新技術・発明表彰」をそれぞれ1名の方に贈呈させていただいたところでもあります。

受章された皆様のこれまでのご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、町発展に向けて、今後も一層のご指導とお力添えをお願いするところであります。

また、先月14日には、町内企業で30年以上にわたり業務に精励され、当町の産業と企業の発展にご尽力いただきました11社、41名の方に「永年勤続者表彰」を行い、その功績に感謝を表したところであります。

さて、「町文化センター耐震補強及び大規模改修工事」の進捗状況につきましては、11月末現在、文化センター内部のトイレや宿直室、事務室などの解体工事が完了したところであり

ます。

今月からは外壁の解体や、屋根の防水加工などの改修工事に入り、翌年1月から、耐震補強工事や大規模改修工事に取りかかる予定となっております。

今まで、文化センターをご利用いただいております皆様には代替の施設を利用させていただくなど大変ご不便をおかけしているところではありますが、リニューアルした施設が皆様にご利用いただけるようになるまでの間、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度以降、書面開催とされておりましたが「東京坂城会総会」が、10月28日に、4年ぶりに東京で開催され、テクノハート坂城協同組合の佐藤理事長とともに、私も来賓として出席してまいりました。

総会には、当町の名誉町民であります鈴木敏文さん、高見澤正さんもお出席され、私からは最近の町の状況などについてお話をさせていただいたところでもあります。

坂城町を離れた後も故郷に思いをはせ、応援してくださる皆様が大勢いらっしゃることを心強く思うとともに、会員の皆様がいつまでもご健康でご活躍されることをお祈り申し上げます。

その翌日の29日には、坂城駅前多目的広場等におきまして、169系電車の静態保存10周年の記念イベントを開催いたしました。今回のイベントは、「鉄道フェスタwithワイン&ふード市」と銘打ち、当町も加入する「千曲川ワインバレー特区連絡協議会」とタイアップしたワインイベントと、町商工会による「ふード市」も同時開催し、2,300名ほどの方にご来場いただいたところでもあります。

当日は天候にも恵まれ、鉄道関係の催しのほか、各種ワインの提供や飲食物販に加え、坂城中学校吹奏楽部の演奏や当町出身の米澤愛子さんらによるコンサートなどで花を添えていただき、大勢の鉄道ファンや親子連れの方などが来場され、大盛況の一日となりました。

また、人口減少及び少子高齢化対策の一環として、町社会福祉協議会や長野地域連携中枢都市圏及び上田地域定住自立圏などと連携し、スケールメリットを生かして取り組んでおります「結婚支援事業」が再開されてまいりました。出会いの機会を増やし、結婚に対する機運を高めるとともに、この地域の様々な資源などを知っていただくきっかけとなるイベントとして、先月11日には、町内で特産品であるブドウの収穫体験と合わせた企画なども行われたところでもあります。本事業を契機に、当町をより知っていただき、町内への移住・定住につながる機会になればと期待しております。

なお、鉄の展示館におきましては、鎌倉時代の古刀から現代刀まで、備前伝の刀剣を展示する企画展「魅惑の備前刀展」を来年2月4日まで開催しております。

重要美術品や重要刀剣も複数展示しておりますので、多くの皆様にご来館いただくことをお願いいたしますとともに、今後もこうしたイベントや取組など、様々な機会を通じ、町の魅力を町

内外に発信してまいりたいと考えております。

続きまして、先月9日には、坂城テクノセンターで「戦没者追悼式」を執り行い、さきの大戦において犠牲となられました多くの方々に対し、謹んで追悼の誠をささげるとともに、恒久平和を祈願いたしました。

私たちは、戦没者の貴い犠牲の上に、今の平和と繁栄を享受しております。戦争から学んだ多くの教訓と平和の尊さを改めて認識したところであります。

また、11日には、坂城テクノセンターにおきまして、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2023」が開催され、「すべての女と男が輝くまち」をテーマに、町内で男女共同参画社会の実現に向け活動されておられる、坂城男女共同みんなの会の活動について、会長の滝沢陽子さんからの発表と、映画監督でノンフィクション作家の信友直子さんを講師にお迎えし、「認知症が私たち家族にくれたギフト」と題しての講演会が行われました。

信友さんの講演では、認知症の母を支える父の日常を描いた映画の裏話を交える中で、認知症とともに生きることの大変さや、家族の苦労、介護を通しての夫婦の絆など、男女共同参画の視点からも、大変有意義なお話をお聞かせいただきました。

また、先週2日には、共に認め合い、共に支え合う社会を目指して「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催し、南条小学校の児童による人権の花作りの取組を通じての人権学習の発表に続き、2007年に闇サイト殺人事件により、突然大切な家族を亡くされた磯谷富美子さんにご講演をいただきました。犯罪被害者の置かれた状況を正しく理解し、犯罪被害者や遺族の人権、司法の在り方について考える機会となり、人権意識の普及高揚につながるものと考えております。

町が開催するイベントや行事につきましては、今後も、新型コロナウイルス等の感染状況を注視する中で、感染対策の徹底や開催方法を工夫しながら開催してまいりたいと考えております。

そうした中、「新型コロナウイルスワクチン秋開始接種」につきましては、国からのワクチンの供給量や配送スケジュール等を考慮する中で、鹿教湯病院様のご協力の下、10月28日から文化センター体育館において、集団接種を開始したところであります。当初はワクチンの供給が十分な量でなかったため、70歳以上の方への事前意向調査を基に、「接種を希望する方」を対象といたしました。

その後、12歳以上の方全員を対象とし、同病院に加えて、町内医療機関にもご協力いただき、先月23日から会場を保健センターに変え、集団接種を実施しているところであります。

今後におきましても、接種を希望される方及び接種対象年齢である5歳から11歳の小児につきましても、保健センターにおいて引き続き集団接種を実施してまいりたいと考えているところであります。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする不安定な世界情勢や円安など様々な要因により、エネルギーや食料品等の価格が高騰し、町民生活に大きな影響を及ぼしております。

特に、価格高騰の影響を大きく受ける低所得者世帯の経済的負担を軽減するため、住民税所得割非課税世帯を対象に、「価格高騰特別対策支援金」として10月末から一律2万円の支給を開始いたしました。

また、価格高騰特別対策支援金の給付対象となる世帯のうち、家庭の児童数に応じて支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、児童1人あたり3万円を今月中旬からの支給に向けて準備を進めております。

次に、「国道18号バイパスの整備促進」についてであります。10月11日に、「坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会」として、副会長である関戸商工会長、理事・監事である町議会地域交通網対策特別委員会の朝倉委員長、宮入副委員長と竹内県議会議員とともに、国土交通省、財務省、県選出国會議員に対し、国道18号坂城更埴バイパスの早期完成及び主要地方道県道坂城インター線延伸に向けた整備促進等について要望してきたところであります。

また、同月24日には、中嶋副議長とともに千曲市、長野市、上田市と合同で「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」として国土交通省、財務省などに対し、上田篠ノ井バイパスの早期完成に向けた建設促進等を要望してきたところであります。

今後も引き続き、地域住民の皆様の思いをつなぐ国道バイパスでありますので、坂城町区間の建設について、機会を捉えて整備促進に向けた要望活動を行ってまいりたいと考えております。

なお、「主要地方道県道坂城インター線先線」についてであります。県が事業主体となつて、国道18号からテクノさかき工業団地までの中之条工区、約400メートルの区間を平成27年度から事業着手し、今年度末の供用開始を目指し、現在、路盤工や側溝等の工事が実施されているところであります。

また、中之条工区の終点から、千曲川を渡り事業が進む国道18号バイパス交差点までの約900メートルの区間につきましては、地権者の皆様への説明を行った基本計画案について、いただいたご意見等を反映させることで、おおむねお認めいただきましたので、今後、事業主体である千曲建設事務所において、地元地区への説明会を開催する予定となっております。

この区間につきましては、県議会6月定例会において、路線変更が可決されたところであり、当初の計画どおり、令和6年度に新規事業として採択いただけるよう準備を進めているとお聞きしているところであります。

インター先線につきましては、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセス性が飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化とともに、

有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークの多重化といった効果も期待されることから、町といたしましても、国、県に対し、事業区間の早期供用開始と、未事業化区間の早期着手について、さらなる要望をしてみたいと考えております。

続きまして「昭和橋の修繕工事」につきましては、昨年に引き続き、10月18日から、国道側より1～3連目及び6～8連目の下流側アーチ部の修繕工事と照明設備の配線工事に着手しております。通行する皆様には長期間にわたり車両の交通規制により、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、国道と役場を結ぶ「64号橋道路改良工事」につきましては、まず国道との接続部の工事から着手し、国道交差点から役場入り口手前の丁字交差点まで、今年度に予定していた舗装工事を完了させることができました。本工事は車両の通行に配慮する中で、夜間において、全面通行止めでの工事施工としました。通行する皆様及び近隣の皆様には大変ご不便をおかけいたしました。ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、このたび、建設機械製造の株式会社竹内製作所様と町において、「災害時における建設機械等の提供に関する協定」の締結を行いました。この協定は、各地で災害が多発する中で、地域貢献の一環として同社からの提案により締結に至ったものであり、災害が発生するおそれがある場合、また、災害が発生した際には、同社が保有する建設機械等の提供をしていただくこととなったものであります。

本協定の締結により、万が一災害が発生した場合には、町民生活の早期安定を図ることが可能となります。町といたしましては、迅速かつ円滑な応急対応や復旧作業の力強い支えとして防災力の向上に大きく寄与するものと考えているところであり、引き続き防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、今議会に上程する議案の主な内容について述べさせていただきます。

まず、条例の一部改正につきましては、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中、国民健康保険において、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者にかかる産前産後の一定期間相当分の保険税を免除するための「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」のほか、修学意欲のある当町出身の学生の支援を拡充するため、「坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例」などについて、ご審議をいただく中で、所要の準備を進めてまいりたいと考えております。

また、一般会計補正予算についてであります。歳入につきましては、今年度の地方創生臨時交付金の交付額がほぼ固まったことから、本補正予算に計上するとともに、同交付金を財源の一部として、保育園・小中学校等の教育施設の光熱水費や燃料費などの上昇分や学校給食賄材料の高騰分に対する対応、中小企業対策として保証料補給並びに町温泉施設の燃料高騰に対

する支援として指定管理者への負担金を計上したほか、昨年度の医療費負担金の確定を受けて、後期高齢者医療保険事業に係る療養給付費負担金などについて計上したところであります。

今議会に審議をお願いする案件は、専決処分事項の報告が1件、条例の一部改正が4件、公の施設の指定管理が1件、一般会計・特別会計補正予算が4件の計10件であります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（滝沢君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（春日君） それでは、過日実施いたしました定期事務監査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和5年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。この意見書は12月1日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき、町長、教育長、議長にそれぞれ提出してございます。

今回の定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定により行うものであります。

また、この監査はこの意見書の7ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施いたしました。監査の対象は、坂城町一般会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計の5会計です。それぞれの会計について、令和5年度の9月30日現在の執行状況について監査いたしました。また、定期事務監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定による令和5年度に施工中または施工済みの工事箇所について、実地検分による監査を行いました。

監査期間は10月17日から30日にかけて、坂城町役場庁舎内において実施いたしました。

監査の方法は、令和5年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等を基に、関係各課等により予算執行の状況及び主要事業の進捗割合等の状況について説明を受け、質疑形式により監査を実施いたしました。町の監査基準では、監査等の範囲は財務監査及び行政監査とされています。地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施いたしました。

1、住民福祉の増進に役立っているか。2、最少の経費で最大の効果を上げているか。3、執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。4、予算の執行や事業の取組は予定どおり行われているかであります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に執行されているものと認めました。

次に、2ページになりますが、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。令和5年

度の予算につきましては、実施計画に沿って執行されており、主要事業の執行状況については、昨年までのコロナ禍における活動自粛がようやく終わりを見せる一方で、物価の高騰等による影響は引き続き見られるものの、町全体の事業としては積極的な取組がされておるものと認識しております。

また、事務事業の内容及び年間計画とその執行状況は、地方自治法に定められる住民福祉の増進に重点を置き執行されているものと受け止めました。

次に、1、令和5年度の予算執行状況について、表にさせていただきます。一般会計は収入済額の予算現額に対する割合は43.9%で、前年比0.3ポイントの増、支出済額の予算現額に対する執行率は34.7%で、前年比1.7ポイントの減となっております。一般会計の歳出における予算の執行状況はおおむね予定どおり行われているものと考えますが、年度末実施されるものが多くあり、執行割合は記載されている数値となっております。

特別会計の合計は、予算に対する割合は歳入が33%、歳出の執行率が39.4%で、前年比歳入歳出ともに1.6ポイントの減となっております。

次に3ページになります。2の令和5年度町税の賦課徴収状況であります。9月末の徴収実績について、町税全体の収入済額は15億8,674万5千円で、前年比7,470万9千円の減となっております。主な税目の町民税は、個人町民税の収入済額は現年分が3億6,206万6千円で、前年比1,541万9千円の増。これに対して、法人町民税は収入済額が現年分で2億339万9千円で、前年比9,798万7千円の減となっております。

固定資産税は調定額で13億1,003万3千円で、前年比544万9千円の減、収入済額は8億9,687万9千円で、前年比1,527万1千円の増となっております。

3の主要事業とその執行状況についてですが、おおむね事務事業の年間計画に従い執行されておりますが、物価高騰などの影響を受けている部分も一部見られます。

4の工事の執行状況については、工事等検査箇所一覧として、報告書6ページにつづられております。それぞれ、現地に赴き検分いたしました。おおむね予定どおり執行されていることを確認しております。

次に、4ページから5ページに監査の所見がまとめてございます。監査を通じて各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものです。一般会計については各課ごとに、特別会計については会計ごとに記述してあります。記述に至らなかった事項については、その場でその都度口頭にて検討をお願い申し上げてあります。個々の補足については省略いたしますが、またお目通しをいただきたいと思っております。

以上で、定期事務監査のご報告とさせていただきます。

議長（滝沢君） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付

のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（滝沢君） 日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」、専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、本年8月28日、大字網掛の町道0593号線において、相手方車両が側溝のグレーチング上を通過したところ、グレーチングが変形していたことにより、相手方車両のタイヤ1本が損傷した事故につきまして、相手方への損害賠償を支払うことで、示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものであります。

以上、専決処分事項について報告いたします。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時37分～再開 午前10時47分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

議長（滝沢君） 日程第6「議案第58号 坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第14「議案第66号 令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」までの9件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第58号から66号まで順次ご説明申し上げます。

まず、議案第58号「坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、本条例で引用する法の別表第2が廃止されたことから、新たに用語を定義づけるとともに、条文中の文言を改めるものであります。

次に、議案第59号「坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、当町出身の学生に対する修学支援の拡充を目的に、令和6年4月1日から坂城町奨学金の給与額及び対象要件の見直しを図るため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、近年の物価高騰などの状況を鑑み、奨学金の給与額を現行の月額5千円から月額1万円に引き上げるとともに、学生の多様性に応じた教育を推進するという観点から、奨学金の受給対象要件について、見直しを行うものであります。

なお、令和5年度までに奨学生の決定を受けた学生についても、施行日以後の奨学金は、改正後の給与額とする経過措置を設けるものであります。

議案第60号「坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

法改正の内容といたしましては、印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスにつきまして、これまで個人番号カードを使用してのみ交付されておりましたが、新たに、電子証明書を搭載したスマートフォンを使って交付することが可能とされたところであります。

このため、本条例中において規定する多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に関しまして、移動端末設備に搭載された利用者証明用電子証明書によることも可能とする旨を追加するものであります。

議案第61号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料のうち、均等割額及び所得割額を免除することとし、単胎妊娠の場合は4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間分を免除することを新たに規

定するものであります。

議案第62号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から指定管理者による管理運営を行っている町内7施設につきまして、令和6年3月31日をもって指定管理者に係る指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日からの当該施設に係る指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第63号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,224万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億2,189万7千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方創生臨時交付金などの国庫支出金5,181万9千円、ふるさと寄附などの寄附金1,305万円、基金繰入金2,238万3千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金1,200万円、後期高齢者療養給付費負担金2,307万3千円、障がい児通所等給付費800万円、中小企業融資に係る保証料補給金500万円、ふるさとまちづくり基金への積立金1,200万円をそれぞれ増額するものであります。

また、令和6年度予算に係る債務負担行為につきましても、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第64号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億3,767万5千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金51万円を増額し、歳出の内容につきましては、総務費51万円を増額するものであります。

次に、議案第65号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、令和4年度分の消費税納付税額の確定により、令和5年度分の中間納付が必要となるため消費税を増額し、また、地下埋設物移転補償を減額することによる、歳出予算の組替えを行うものであります。

歳出の内容といたしましては、一般管理費500万円を増額し、公共下水道事業費500万円を減額するものであります。

最後に、議案第66号「令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,592万7千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金39万円、一般会計繰入金39万円をそれぞれ増額し、歳出の内容につきましては、総務費78万円を増額するほか、事業の実施状況に応じ一部予算の組替えを行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月6日から11日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月6日から11日までの6日間は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は12月12日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前11時02分)

